

役場新庁舎建設に伴う財政支援を求める要望書

神奈川県内では、二宮町、大磯町、湯河原町の自治体庁舎が耐震基準を満たしておらず、発生の切迫性が指摘されている大規模地震に備え、早急に対応する必要があります。

二宮町では、昭和 53 年に建設した現庁舎の耐震化が困難なため、平成 28 年の熊本地震を受け、市町村役場機能緊急保全事業債の活用を念頭に新庁舎建設を進めてまいりました。

現在は、同事業債が臨時かつ特例の措置として制度が終了したため、国の「防災・減災、国土強靭化のための 5 か年加速化対策」の期間（令和 3 ~ 7 年度）などと併せた地方財政措置として活用が可能となった、緊急防災・減災事業債を財源として検討しております。

本事業債につきましては、市町村役場機能緊急保全事業債と比較した場合に対象事業が限られていることや、現時点において事業期間（令和 3 ~ 7 年度）が限られていることから、第 5 次社会資本整備重点計画に掲げられた重点目標である、官庁施設の耐震基準を満足する割合 100% 達成に資するよう、役場新庁舎建設に伴う財政支援について、次のとおり要望いたします。

記

「緊急防災・減災事業債」の対象事業を拡充するとともに事業期間を延長すること

現在、緊急防災・減災事業債の対象事業の例として、大規模災害時の防災・減災対策のために必要な施設整備や、大規模災害時に迅速な対応をするための情報網の構築が示されているほか、先日、町役場庁舎の建替に伴う躯体・建物本体整備についても、災害対策本部や応援職員の受入れスペースが対象となり得ることをご教示いただきました。

二宮町のような小規模な自治体の庁舎は、平常時は町民の日常生活に密接に関係する行政機能の場であると同時に、発災時には、そのほとんどの部分が災害対応拠点として使用されることとなります。

今後、発災時における新庁舎のそれぞれの施設利用計画を明らかにしてまいりますので、可能な限り、起債の対象事業としていただけるよう要望いたします。

また、現時点での事業期間が令和 7 年度までとなっておりますが、小規模な自治体において、町民の理解を得ながら事業を進めるためには、相応の時間を要することから、期間を延長することについても、併せて要望いたします。

以上、要望書を提出いたします。

令和 5 年 8 月 17 日

総務大臣 松本 剛明 殿

神奈川県中郡二宮町長 村田 邦子

